

07 盛岡第52-2号
令和7年10月20日

組合員・賛助会員 各位

(協)盛岡卸センター環境整備委員会

「団地内一斉清掃」の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、下記により団地内の一斉清掃を行いますので、組合員並びに賛助会員企業のご協力をお願い申し上げます。清掃実施日を3日間としておりますので、3日間の内いずれかの日程で清掃をお願いいたします。

また、下記の対象区域、対象物をよくご確認いただきますようお願いいたします。

なお、環境整備委員会では、3日目に清掃の実施状況を巡回し、点検することとしております。団地内の環境美化に是非ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施日 令和7年11月11日（火）、12日（水）、13日（木）午前中まで
3日間の内いずれか1日の実施をお願いいたします。
この期間で都合のつかない場合は予め実施するよう調整ください。
- 収集日 回収業者がゴミの収集を13日（木）午前9時から周回開始
ゴミの収集は13日のみです。自社表通りの歩道にゴミを出してください。
- 対象区域 自社敷地内ならびに自社と接する歩道や道路
敷地内や接する歩道の雑草処理や枝払い、側溝の清掃もお願いします。
- 対象物 対象区域内の屋外に散在しているゴミや雑草など
- 分別方法 可燃物、不燃物（ビン・缶）、ドロ類（水切りし小分けにする）に分別し、それぞれ透明なビニール袋に入れてください。また、重い物は破れにくい袋に入れ、1人で持ち上げられる量にしてください。
なお、ビン・缶は蓋を、ペットボトルは蓋とラベルを分別ください。
ダンボール箱に入れたゴミは回収できません。
- その他
※団地内一斉清掃の実施関連は、組合HPにも記載しております。
※予め清掃を実施した場合は、自社で一時保管の上、収集日の朝にゴミを出してください。収集日午前中に一通りゴミの収集をした後、収集残しや後から出されたものがないか確認走行を行いますが、正午以降に出されたゴミは回収されませんのでご注意ください。
※除草作業で機械を使用する場合は、周りの人や車に十分ご注意ください。
※業務用廃棄書類、建設廃材、粗大ゴミ、産業廃棄物は対象外です。
※大量の空き缶やペットボトルは対象外です。組合リサイクル事業をご利用ください。

【清掃の留意点】

☆歩道・道路の除草作業☆

※除草作業は敷地内だけでなく自社の周りの歩道や道路もご協力願います。
(機械を使う場合は飛び石などが人や車へ飛ばないよう注意して下さい。)

◇建物裏側(背割道路側)の清掃作業

※建物裏側は目につきづらくごみが多いです。裏側の清掃もお願い致します。

◇自社付近の落ち葉の清掃作業